

私有車の業務上利用に 関する規程

株式会社 大 成

第1条 (目 的)

この規程は、従業員が所有する自動車(以下私有車という)を業務に使用することにつき定めたもので、安全と事故防止を図り、円滑な運営を行うことを目的とする。

第2条 (対象車輛)

この規程の適用を受ける車両及び運転者は、次のとおりとする。

1. 本規程の使用許可基準に該当するもの
2. 本規程の手続に基づき許可を受けているもの

第3条 (利 用)

従業員が所有する私有車の業務上の利用はやむを得ない理由のため、事前に本人が所属長を通じて会社へ利用申請を行い、会社が実状を審査の上、やむをえないと認め指示した場合に限り、その利用を認めるものとする。

この手続きをとらない私有車の業務上利用は、その一切を認めない

第4条 (許可基準)

会社は、次の各号に定める許可基準に適合することを条件とし、私有車を社用に利用することを許可するものとする。

1. 当人の出張又は社用による外出先が、原則として所属事業場所在地を中心に半径50キロメートル以内である事。
2. 自己所有自動車を利用する事が、用務を遂行する上で機動性・経済性及び率の面から有用であること。
3. 明らかに他の交通機関を利用することに比べ、時間の節約になること。
4. 私有車は、自動車損害賠償責任保険に加入していること。
5. 私有車は自動車保険(任意)に加入していること。

- | | |
|-------------------------------|----------|
| ① 対人賠償保険 | 無制限 |
| ② 対物賠償保険 | 無制限 |
| ③ 人身傷害保険 | 5, 000万円 |
| ④ 搭乗者傷害保険 | 1, 000万円 |
| ⑤ 車両の使用目的に通勤および業務利用を含むものであること | |

第5条 (運転者の義務)

私有車の業務上の許可を受けた者は、次の運転義務を守らなければならない。

1. 交通法規を遵守し、安全運転をすること。

2. 車両の点検、整備、車検などを確実に実施すること。
3. 運転中の事故及び車両の異常などの全てを上長に報告し、その指示を受けること。
4. 運転者が交通法規などに違反し、罰金、科料または反則金に課せられた場合は、運転者個人の負担とする。

第6条 （運転者の報告）

運転者は、車両の運行状況を明確にして使用の円滑化と事故防止に努め、あわせて事故発生の場合の処置対策を適切にするため運転記録を作成し、上長を経由して総務課に届け出るものとする。

第7条 （事故の取扱い）

会社が自己所有私有車を社有に利用することを指示し、業務遂行中に事故が発生した場合には次のようにする。

1. 負傷又は死亡した場合には、労働者災害補償保険法の定めるところにより処置する。
2. 運転中、従業員の故意または重大な過失による原因で事故が発生したとき、又は、その第三者に対する損害賠償額が従業員の加入した自動車損害賠償責任保険及び自動車保険による補償額を超え、会社がその費用を負担したときは、会社は当該従業員に対し、求償権を行使することがある。

第8条 （運転禁止）

次の各号の一に該当する時は、車両を運転してはならない。

1. 飲酒した場合（就業規則第 16 条 7 項により解雇）
2. 過労、疾病のため心身が疲労している場合
3. その他道路交通法などの関係法令が禁止している事項に該当する場合

附 則

1. この規程は、2020 年 7 月 7 日から実施する。
2. この規程を改廃する場合には、従業員代表の意見を聴いて行う。